

リスクマネジメント指針

第1条 総則

本指針は、軽費老人ホーム（ケアハウス）豊寿荘、特別養護老人ホーム豊寿荘、豊寿荘デイサービスセンター「ゆたか」、豊寿荘訪問介護事業所「ゆたか」、豊寿荘居宅介護支援事業所「ゆたか」、豊寿荘訪問介護事業所「ひがしまち」、豊寿荘居宅介護支援事業所「ひがしまち」（以下、「当施設」という）での事故発生防止及び介護事故等について施設全体で情報を共有し、再発防止を図るための基本方針を定めるものである。

第2条 基本方針

1 介護事故の範囲

介護事故とは、介護に関わる場所で、介護の全過程において発生する全ての人的事故を指し、職員の過誤、過失の有無を問わないものとする。また、利用者の死亡、生命の危険、病状の悪化などの身体的被害及び苦痛、不安等の精神的被害の発生や、利用者が廊下で転倒するなど、介護に直接関係しないものも含む

2 介護事故防止に関する基本的な考え方

- (1) 利用者との信頼関係を強化し、利用者職員との対等な関係を基盤とする「利用者本位・利用者の安全を最優先に考える介護」の実現を図る
- (2) 事故が起きる事を前提としての予防対策、重大事故につながらない対策に取り組む
- (3) 継続的なリスクマネジメント活動
- (4) 介護事故防止に取り組むことで、利用者サービスの向上に繋げる

第3条 安全推進委員会の設置

(1) 設置の目的

第2条第2項の目的を達成し、適切なリスクマネジメントを推進する為に「安全推進委員会」（以下「委員会」という）を設置する

(2) 委員会

- ・委員会メンバー
- ・施設長
- ・リスクマネージャー
- ・介護支援専門員

- ・生活相談員
- ・看護職員
- ・介護職員
- ・在宅事業担当者

(3) 委員会はリスクマネージャーが招集し、毎月開催する

(4) 重大事故（骨折、縫合、死亡、その他施設長が必要と判断した場合）が発生した場合は臨時の検証会議を開催する

(5) 委員会のリーダーはリスクマネージャーとする。リーダーは委員会の記録管理及び、議事進行を行う

(6) 委員会の活動内容

- ・事故の集計結果の分析
- ・分析結果を踏まえ、およそ3か月程度の間と同様の事故が発生している場合は再発防止策の検証を行う。
- ・再発防止策の有効性について検討を行う。
- ・事故防止に関する活動

第4条 リスクマネージャー

(1) 豊寿荘グループとして1名リスクマネージャーを選任する。

(2) リスクマネージャーは施設長が任命する。

第5条 事故防止のための職員研修について

- (1) 研修は年2回実施する
- (2) 新規採用時に研修を実施する
- (3) 研修に関する記録を整備する

第6条 事故の種類について

(1) 精神活動低下（認知症）により発生する事故
(脳血管障害、アルツハイマー病、パーキンソン病等)

- ① 徘徊による転倒、転落、無断外出
- ② 異食、誤飲。
- ③ 火傷（熱いお茶等）

- (2) 身体機能低下により発生する事故
(視力低下、片麻痺、リウマチ等関節の病気)
 - ④ 転倒、転落。
 - ⑤ 食べ物による窒息。
 - ⑥ 入浴中の事故（転倒、溺れる）
- (3) 施設生活で起きる摩擦や、情緒不安定、精神障害により発生する事故
 - ⑦ 利用者間のトラブルによる負傷
 - ⑧ 自殺
 - ⑨ 無断外出・外泊。
 - ⑩ 交通事故
- (4) 施設整備の不備や職員の不注意、職員の行動等により発生する事故
 - ⑪ 転倒（濡れた床、動線上の障害物）
 - ⑫ 物理的要因による負傷。
 - ⑬ 火傷
 - ⑭ 虐待
- (5) 在宅サービス事業で発生する事故
 - ⑮ 転倒、転落、無断外出
 - ⑯ 異食、誤飲
 - ⑰ 送迎中の事故
 - ⑱ 入浴事故
- (6) その他
 - ⑲ 火災（タバコの火の不始末）

第7条 ヒヤリハット

(1) 定義

事故に至らなかったが、事故に至る可能性のある事象及び現状を放置することで事故の発生に結びつく可能性が高いもの

(2) 基本方針

ヒヤリハット事案についてはヒヤリハット報告書をもって報告を行う。報告書の内容について委員会で共有し、事故防止に活用する、

第8条 事故の報告について

事故発生時は直ちにリスク体験報告書を作成し、情報共有を行わなければならない

第9条 事故発生時の対応

- (1) 事故発生時、対応を行う義務がある。

- (2) 対応については「事故発生時対応マニュアル」及び「安全管理マニュアルに基づいて対応する

第10条 当該指針の閲覧および見直しについて

- (1) 当該指針をホームページ上で閲覧できることとする
- (2) 定期的に委員会に置いて見直しを行う

第11条 その他介護事故等の発生防止の推進のために必要な基本方針

- (1) 利用者個々のリスクに応じたケアを行う
- (2) リスクに応じてケア内容を適宜見直す
- (3) 職員間の連携、情報共有を徹底する
- (4) 介護マニュアル（手順書含む）の見直し
- (5) ICT機器の活用に関するリスク分析を継続的に行う

第12条 各事業所における事故防止等の措置を適切に実施する担当者は以下の通りとする

- ・特別養護老人ホーム豊寿荘：介護科長（科長不在時は主任）
- ・ケアハウス：生活相談員
- ・在宅事業：各事業管理者

附則

この規定は、平成18年4月1日から施行する

平成20年4月1日改訂

平成25年7月18日改訂

平成27年6月1日改訂

令和7年7月16日改訂